

第6章 安全に安心して暮らせるまちづくり

地域コミュニティ活動の推進

- 1 地域力強化の推進
- 2 地域活動の拠点づくり
- 3 地域活動団体などへの支援
- 4 民生・児童委員サポーター制度の確立

防災・減災対策の推進

- 1 地域の防災・減災体制の確立
- 2 災害時の支援体制の確立

暮らしの安全対策の推進

- 1 SOS見守りネットワークの推進
- 2 住宅セーフティネットの確立
- 3 ユニバーサルデザイン導入の推進
と安全性の確保

公共交通網の充実

- 1 移動支援の充実



障がいがあっても、生き生きと暮らすことができるまちへ

市内の民間企業では、障がい者の施設外就労の受け入れを行う、農福連携に取り組んでいます

第6章

安全に安心して暮らせるまちづくり

1 地域コミュニティ活動の推進

1 地域力強化の推進

現状と課題

現在、本市では、地域コミュニティの活性化を図るため、地域の課題解決に向けた相談支援を行う「地域づくりアドバイザー」を配置しています。また、介護予防・日常生活支援総合事業を適切に実施することを目的に、地域の実情にあったサービスを提供することや多様な主体による多様な取り組みのコーディネート機能として、資源開発、ネットワークの構築、ニーズと取り組みのマッチング機能などの役割を担う「地域支え合い推進員」を各地域包括支援センターに配置し、地域の課題解決や地域コミュニティの活性化を図っていますが、まだ制度が始まって間もないことから地域に浸透している活動には至っていません。

地域福祉に関する市民意識アンケートによると、一人暮らしまたは夫婦のみの世帯が増加し3世代で居住する大人数世帯が激減しており、家族の在り方が大きく変化しています。暮らしや環境について「日常生活を支える買物や交通の利便性」に不満、やや不満と感じている人が25%となっており、また、地域懇談会での話し合いでは、地域の課題として、「買い物や通院のための交通手段が課題」「ごみ出しが大変」「交流の場がない」などの意見が出され、必要な支援は「近所の見守り」「地区ごとの交流の場」「移動手段の充実」などの意見が出されています。これら、急激な地域コミュニティの変化や新たな地域課題に対応するための施策を新たに推進することが課題となります。

目指すべき姿

- 地域の課題を地域の皆さんで把握し、解決していく仕組みが日常生活圏域ごとにできています。
- 地域での見守り、支え合いの仕組みが日常生活圏域ごとにできています。
- こども、障がい（児）者、高齢者など地域の誰もが安心して生活することができるとともに、誰もが気軽に集い活動できる「居場所」があります。
- 買い物や通院などの移動サービスが、必要な人に必要な量が行き届いています。

課題解決のための取組

- 地域の見守り・支え合いを、平常時の地域の見守りや支え合い体制（小学生の登下校時の見守りや有償ボランティアによる地域支え合い活動など）、緊急時の体制（すかがわ SOS 見守りネットワーク）及び災害時の体制（避難行動要支援者に対する支援など）ごとに確立します。
- 地域の誰もが集える地域食堂を核とした地域の居場所（参加対象者を全ての地域住民とし、運営も地域住民が担います。）を作ります。
- 交通弱者などの移動支援空白地を解消します。

それぞれの役割分担

自分自身でできること

- 一人で悩まず相談します。
- 地域の活動や「居場所」に積極的に参加します。

地域で共に取り組むこと

- 地域の見守りや支え合い活動に積極的に参加します。
- 地域の居場所の活動に積極的に参加します。

行政などができること

- 小学生の登下校時の「見守り隊」を各地区ごとに実施します。【学校教育課】
- 青少年の非行防止や犯罪防止などを目的とした「青色回転灯パトロール」を定期的 to 実施します。【生涯学習スポーツ課】
- 地区住民の有償ボランティアによる地域支え合い活動を組織化します。【社会福祉課・長寿福祉課・社会福祉協議会】
- こども、障がい者、高齢者など全ての支援を必要とする人を対象とした「すかがわ SOS 見守りネットワーク」事業を構築します。【長寿福祉課・社会福祉課・社会福祉協議会】
- 全世代全対象型避難行動要支援者登録制度を確立するとともに、災害サポーター制度、地域との情報共有制度を確立し、住民主導型避難訓練やハザードマップ作成などを実施します。【生活課・長寿福祉課・こども課・社会福祉課】
- 地域食堂を核とした地域の居場所を設置します。【社会福祉課・長寿福祉課・こども課】
- 各制度で実施している「移動支援事業」を有機的に実施し、移動支援の空白地を解消します。【生活課・社会福祉課・社会福祉協議会】

第6章

安全に安心して暮らせるまちづくり

- 1 地域コミュニティ活動の推進
- 2 地域活動の拠点づくり

現状と課題

各公民館と地区の集会施設を地域活動の拠点として位置付けています。

公民館については、2016（H28）年度に策定した公共施設等総合管理計画に基づき、今後計画的に施設の維持管理を進めていきます。

地区の集会施設は、子育て支援や高齢者の生きがいづくり、世代間の交流の場として重要な活動拠点となっています。

しかし、その多くが建築後数十年を経過し、修繕を必要とする施設が増加していることが課題となっています。

目指すべき姿

- 地域活動に利用しやすい公民館となっています。
- 活動拠点となる集会施設の適切な修繕による快適な利用環境が整備されています。

課題解決のための取組

- 市の補助制度を活用し、地区の集会施設の整備を支援します。

それぞれの役割分担

自分自身でできること

○一人ひとりが地域コミュニティの主役であることを認識し、地域活動に積極的に参加します。

地域で共に取り組むこと

持管理に努めます。

○共同で集会施設の清掃を行うなど、快適な利用環境の維持に努めます。

○修繕費の積み立てなど、集会施設の適正な維持管理に努めます。

行政などができること

【生活課】

○公民館の適切な維持管理を行います。【生涯学習スポーツ課】

○地域が行う集会施設の整備を支援します。



第6章

安全に安心して暮らせるまちづくり

1 地域コミュニティ活動の推進

3 地域活動団体などへの支援

現状と課題

少子高齢化や核家族化の進行、価値観の変化などにより、地域コミュニティ組織の弱体化が進む一方で、東日本大震災を契機に、地域コミュニティ組織の存在意義が見直されています。

自治会の加入率の減少や、役員の高齢化・固定化などが課題となっています。

多様化する地域コミュニティの課題に対する相談・支援体制の充実が求められています。

目指すべき姿

- 地域コミュニティ活動への参加者が増加し、地域が活性化しています。
- 地域住民による主体的な地域づくり活動が推進されています。
- 子育てを支援することや、高齢者が元気で生き生きと暮らせるような地域づくりが推進されています。

課題解決のための取組

- ふるさとづくり支援事業や地域づくりアドバイザーを活用し、地域コミュニティの活性化に結び付く活動を支援します。
- 地域コミュニティの重要な拠点である集会所が快適に利用できるよう整備を支援します。

それぞれの役割分担

自分自身でできること

- 自治会に加入し、地域活動に積極的に参加します。
- 地域活動に関心を持ち、理解を深めます。

○隣近所の人と相談しあえる関係を作ります。

地域で共に取り組むこと

を行います。

○多くの住民が地域の運営に携わることが
できる体制づくりを図ります。

○地域の課題解決に向けた主体的な取り組み

行政などができること

を行います。【生活課】

○地域コミュニティ組織の活動助成に努めま
す。【生活課】

○地域コミュニティ活動に対する相談支援を



第6章

安全に安心して暮らせるまちづくり

1 地域コミュニティ活動の推進

4 民生・児童委員サポーター制度の確立

現状と課題

民生委員制度は、地域にあって常に人々に寄り添い地域住民の身近な相談役として、地域の見守りや関係機関への橋渡しなど地域福祉の担い手として献身的な活動を継続しており、2017（H29）年に制度創設100周年を迎えました。

民生・児童委員の活動を取り巻く環境は時代とともに変遷してきましたが、現在の状況は、少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、社会や家族の姿は大きく変化しています。こうしたなか、人々が直面する生活課題も多様化・深刻化しており、民生・児童委員に期待される役割は一層大きなものになっています。

本市における民生・児童委員の皆さんの活動は、高齢者・障がい者・子育て世帯の訪問や見守り、住民からの相談対応をはじめ、行政や社会福祉協議会、学校との連携・協力した活動、さらには民生・児童委員協議会の一員として地域の福祉力を高めるための取り組みなど多岐にわたっており、その活動は地区住民の生活に直接関わることでもあり、重要性はますます高まっています。また、民生・児童委員の定数は、138名（須賀川地区34名、浜田地区6名、稲田地区7名、西袋地区23名、小塩江地区10名、仁井田地区11名、大東地区14名、長沼地区18名、岩瀬地区15名）、主任児童委員が18名（各地区2名）となっており、それぞれの担当地区において活動しています。

しかしながら、これらの職責の重さにより民生・児童委員となることへの負担感が大きいことから、3年に1度の一斉改選において、候補者を推薦することが困難となっている地区や、実際に民生委員が2年にわたり欠員となっている地区があるなど、その人選が大変困難な状況にあり、大きな課題となっています。

目指すべき姿

- 民生・児童委員が生き生きと地域で活動しています。
- 地域住民の身近な相談役としての民生・児童委員が活発に活動しています。

課題解決のための取組

●民生・児童委員の活動をサポートするための「民生・児童委員サポーター制度」を確立し、民生・児童委員の皆さんの負担を軽減するとともに、民生・児童委員の活動が地区の隅々まで浸透することで、地区住民の福祉向上を図ります。

それぞれの役割分担

自分自身でできること

- 一人で悩まず相談します。
- 民生・児童委員の活動に積極的に協力します。

地域で共に取り組むこと

- 民生・児童委員の活動を地域住民でサポートします。

行政などができること

- 早期に民生・児童委員サポーター制度を確立します。【社会福祉課・社会福祉協議会】



第6章

安全に安心して暮らせるまちづくり

2 防災・減災対策の推進

1 地域の防災・減災体制の確立

現状と課題

東日本大震災の教訓を踏まえ、情報伝達手段の多様化、避難場所や防災基盤の整備が求められています。

地震や台風、豪雨など、あらゆる災害に強い須賀川市を目指し、自主防災組織の設立促進や消防団員の入団促進、非常時の物資の備蓄と調達手段の確保、避難行動要支援者対策など、防災体制の強化が喫緊の課題です。

目指すべき姿

- 個人の防災対策が進み、地域の防災力が向上しています。
- 災害時の避難・支援体制が確立されています。
- 治水や浸水対策の推進により、氾濫や浸水による被害が軽減されています。
- 土砂災害に関する情報が周知され、住民が安全に避難することができます。
- 消防団や自主防災組織が連携し、被害を最小限にとどめています。

課題解決のための取組

- 消防施設の整備・維持管理、消防団の機能強化、自主防災組織への支援をします。
- 同報系防災行政無線（※1）・総合防災情報システム（※2）などの適切な維持管理に努めます。
- 内水排水などの迅速な対応や雨水幹線を整備します。
- 福島県など関係機関と連携した土砂災害対策を実施します。

それぞれの役割分担

自分自身でできること

- 災害時における情報収集をします。
- 消火訓練・防災訓練などに参加します。
- 災害時に備えた近隣との連絡体制を構築します。

- 平常時における防災・減災対策を確認します。
- 非常持出品を準備します。
- 避難場所と避難ルートの確認をします。

地域で共に取り組むこと

- 地域の特性や実情にあった防災訓練を実施します。

- 自主防災組織を結成します。
- 避難行動要支援者も含めた災害時に備えた連絡体制を構築します。

行政などができること

- 防災講話などを通じた市民の防災意識の向上を図ります。【生活課】
- 自主防災組織の設立促進や活動の支援をします。【生活課】
- 消防団への入団促進、活性化、機能強化を図ります。【生活課】
- 常備消防の機能強化を図ります。【消防本部】
- 防災訓練などを実施します。【生活課】
- 同報系防災行政無線・総合防災情報システムなどの適切な維持管理に努めます。【生活課】
- 防災倉庫、緊急貯水槽などを計画的に整備します。【生活課】
- 災害時における様々な情報伝達手段を構築します。【生活課】
- 内水排水などの迅速な対応や雨水幹線を整備します。【道路河川課、下水道施設課】
- 非常食をはじめとした災害備蓄品を確保します。【生活課】
- 災害時応援協定を締結します。【生活課】
- 浸水や土砂災害を想定したハザードマップの作成と住民への周知を図ります。【生活課】
- 住宅用火災警報器の設置を促進します。【生活課、消防本部】

※1 同報系防災行政無線：屋外拡声子局や戸別受信機を介して、市町村役場から住民などに対して直接・同時に防災情報や行政情報を伝えることができる無線局

※2 総合防災情報システム：防災情報にGIS（地図情報システム）を活用して共通の地図に集約し、防災関係機関の間で共有するためのシステム

第6章

安全に安心して暮らせるまちづくり

2 防災・減災対策の推進

2 災害時の支援体制の確立

現状と課題

現在、本市では、避難行動要支援者登録制度として、災害時の避難に支援を必要とする方（高齢者・障がい（児）者が対象）のため、あらかじめ避難行動要支援者名簿に登録し、その情報を市、町内会・行政区、民生・児童委員で共有しています。

また、避難行動要支援者実態調査を行っており、避難行動要支援者名簿に登録している高齢者を対象に、生活実態や身体状況の把握をしています。

災害時の避難所として、市内35箇所に福祉避難所を確保しており、災害の規模に応じ段階的・重層的に対応が図られるよう、拠点福祉避難所（※1）と二次的福祉避難所（※2）に分けて開設することとしています。

今後は、これらの体制が実際の災害時に効果的に機能するための体制づくりが課題となっています。

目指すべき姿

- 災害時に一人の犠牲者も出さずに、安全・安心に対応できる体制が構築されています。

課題解決のための取組

●避難行動要支援者登録制度における要支援者の対象を「高齢者・障がい（児）者」に「その他支援を必要とする者（制度の狭間にある者など）」を加えることにより具体的に支援の必要な対象者の範囲を定めるとともに、情報共有範囲を「市、町内会・行政区、民生・児童委員」に「自主防災組織・消防団・（仮称）災害サポーター」を加え、それぞれの役割分担と災害時における活動内容を明確にし、災害時の避難行動要支援者へのより具体的な支援を実践します。

- 避難行動要支援者実態調査における実態調査の対象者を「高齢者」から「高齢者・障がい

（児）者・その他支援が必要な方」とし、要支援者の生活実態や身体状況把握のために実態調査を実施していきます。

●高齢化が進む中、過去 20 年間の災害による犠牲者は、高齢者が 51%を占めることを国が取りまとめたことにより判明しました。自力避難が困難な方への支援は、災害が起きるたびに提起される課題ですが、他自治体の成功事例などを参考にしながら、今後どのような取り組みが必要か検討します。

【事例】2017（H29）年7月九州北部豪雨災害（福岡県 T 村）

村では 3 年前から、独居高齢者らの名簿を各区長と共有し、自力での避難が困難な住民一人ひとりの支援計画をまとめ、高齢者らを支援するサポーターをあらかじめ決め、計画的に避難訓練を実施し、九州北部豪雨災害時にこの取り組みが活かされました。

今後は、住民（自主防災組織）主体で作成するハザードマップや住民（自主防災組織）主体で実施する地域の特性や実情にあった避難訓練などの実施について検討していきます。

それぞれの役割分担

平常時及び災害時の役割分担は以下のとおりです。

実施者	平常時	災害時（避難勧告・指示発令時）
市 【長寿福祉課】 【社会福祉課】 【生活課】	<ul style="list-style-type: none"> ・地区別避難行動要支援者名簿の作成 ・避難行動要支援者実態調査の実施 ・福祉避難所までのマイクロバスなどの輸送経路の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告、指示の発令前に、災害対策本部からの指示により、要支援者への電話による支援の必要性の確認 ・福祉避難所の開設及び福祉避難所への避難行動要支援者の移送
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会・行政区にいる避難行動要支援者の把握 ・地域の特性や実情にあった避難訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織による地域住民への適切な避難活動の支援 ・地域住民の避難状況の確認と地域の被害状況の把握と関係機関への連絡
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会・行政区にいる避難行動要支援者の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の広報、避難行動要支援者の避難の確認

	<ul style="list-style-type: none"> 地域の特性や実情にあった避難訓練への参加 	<ul style="list-style-type: none"> 地区の避難状況、被害状況を確認し、自主防災組織、町内会・行政区、市、市消防団と情報の共有 災害現場の状況確認、応急処置
町内会・行政区	<ul style="list-style-type: none"> 町内会・行政区にいる避難行動要支援者の把握 地域の特性や実情にあった避難訓練への参加 	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織と連携しながら、地域住民への適切な避難活動の支援 自主防災組織と連携しながら、地域住民の避難状況の確認と地域の被害状況の把握と関係機関への連絡
民生・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> 担当地区の避難行動要支援者の日常生活の見守り 地域の特性や実情にあった避難訓練への参加 	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織、地元消防団、町内会長・行政区長、災害サポーターとの情報共有
(仮称) 災害サポーター	<ul style="list-style-type: none"> 各避難行動要支援者の日常生活の見守りと避難行動の確認 地域の特性や実情にあった避難訓練への参加 	<ul style="list-style-type: none"> 各避難行動要支援者の避難活動の支援 自主防災組織、地元消防団、町内会長・行政区長、民生・児童委員との情報共有
避難行動要支援者	<ul style="list-style-type: none"> 各支援者への連絡先の確認 地域の特性や実情にあった避難訓練への参加 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な避難活動の支援による避難

※1 拠点の福祉避難所：避難行動要支援者を受け入れる拠点となる避難所

※2 二次的福祉避難所：拠点の福祉避難所では対応が困難な避難行動要支援者や拠点の福祉避難所が受け入れ人数を超えた場合の受け入れのための避難所

■拠点の福祉避難所

No	施設名	住所
1	須賀川市保健センター	諏訪町67-1
2	須賀川市老人福祉センター	茶畑町71
3	須賀川市長沼保健センター	長沼字金町85
4	いわせ悠久の里	畑田字諏訪入56

■二次的福祉避難所

No	施設名	住所	受入可能人数
1	特別養護老人ホーム 愛寿園	吉美根字土橋121	5
2	特別養護老人ホーム いわせ長寿苑	矢沢字明池158	18
3	特別養護老人ホーム エルピス	和田字沓掛48-1	5
4	特別養護老人ホーム シオンの園	下小山田字月夜田206	10
5	特別養護老人ホーム 長沼ホーム	志茂字末津久保1-2	5
6	特別養護老人ホーム ゆう遊館	滑川字関の上26-4	20
7	介護老人保健施設 アネシス	稲字古館39-2	10
8	介護老人保健施設 オープンアームズ	西川字池の上51-102	2
9	介護老人保健施設 南東北春日リハビリテーション・センター	南上町123-1	5
10	つくしデイサービス歩	東作17	10
11	つくしデイサービス紡	小作田字荒町台17	10
12	デイサービスセンター野の花	諏訪町9	15
13	グループホームいにしえ	下宿町83	4
14	グループホーム楓の郷	西田町9-1	2
15	グループホームすずらん紡	小作田字荒町台17	10
16	グループホームすずらん日向	日向町17	6
17	エルピス大東（地域密着型小規模多機能事業所）	雨田字前中山78-5	10
18	グループホーム コーポラスいちの	小作田字西館87	5
19	グループホーム 横田ホーム	小作田字山ノ坊21-2	2
20	グループホーム さくら荘	西の内町67	2
21	グループホーム たのし荘	芦田塚203-6	2
22	グループホーム ヴィレッジ	和田字六軒189	2
23	グループホーム ホーム笹平	前川19	5
24	グループホーム イザヤの家	弘法坦11-2	1
25	グループホーム 森宿ホーム	森宿字下宿133-1	1
26	グループホーム パインフォレスト	滑川字池田91	3
27	障がい福祉サービス事業 カノン	前田川字宿47	5
28	ワークセンター麦	小作田字足原内20	5
29	サポートセンター翠の家	浜尾字鹿島21-1	5
30	永遠の里	畑田字長久キ9-5	5
31	宇津峰十字の里	下小山田字月夜田203	10
二次的福祉避難所 受入人数計			200

第6章

安全に安心して暮らせるまちづくり

3 暮らしの安全対策の推進

1 SOS 見守りネットワークの推進

現状と課題

本市では、認知症高齢者などが外出中道に迷い、万が一方向不明になった場合の捜索体制として、「すかがわ見守り・徘徊SOSネットワーク推進事業」に取り組んでいます。これは、あらかじめ登録した認知症高齢者が方向不明になった場合、警察署に通報するとともに、ボランティアによる捜索を行い、早期発見につなげるものです。

2017（H29）年10月現在の実績としては、利用登録者（探される人）65名、支援協力者（探す人）423名、出動（捜索）件数は13件となっています。2016（H28）年の制度発足以降利用登録者数、支援協力者数及び出動（捜索）件数すべてにおいて増加傾向にあります。

市内の認知症と思われる方は約3,108人（2018（H30）年4月1日現在、介護保険認定調査データから）となっており利用登録者数とはかけ離れています。支援協力者についても、認知症サポーター数（2017（H29）年10月現在）5,036人に比べるとまだまだ少ないため、制度の周知や利用登録者と支援協力者の登録促進が課題となっています。また、支援対象者が認知症高齢者であるため、今後は地域での見守りが必要な方（障がい（児）者や家族が地域の見守りを必要としている方（制度の狭間にある方を含む。））を対象を拡大し、見守りが必要な方に地域での見守りが確実に行き渡る体制づくりが急務となっています。

認知症の方の鉄道事故後に、鉄道会社から家族が振り替え輸送費用など多額の損害賠償を求められる事例がありました。このため、認知症の方が万が一事故を起こしてしまった場合、公費により賠償保険や救済金支給で支援する仕組みづくりが他の自治体で始まっています。本市においても、認知症により事故の加害者や被害者となってしまった方を救済する仕組みづくりが必要となっています。

※本市では、認知症の方の行動を表す言葉である「徘徊（目的もなくうろうろと歩き回ること）」は、今後は一部（調査票など様式で定まっているもの）を除き使用しないこととします。理由は、認知症の方の行動は目的もなくうろうろと歩き回っているのではなく、目的や理由があって行動していると認知症の方が述べていること、徘徊という言葉が認知症の方々の尊厳を傷つけ、市民の認知症に対する認識がゆがめられると考えられるからです。

目指すべき姿

- 小さな子どもから高齢者までの誰もが安心して地域で生活ができる、地域住民による見守り体制が構築されています。
- 万が一の事故などが起こっても、損害賠償などによる家庭の崩壊などを防止できています。

課題解決のための取組

- 認知症高齢者を対象とした見守り体制を、障がい者や子どもなど地域での見守りが必要な方にも行き渡るよう制度を構築していきます。
- 万が一の事故などにあった時の賠償などについて、加害者又は被害者となる市民に対し、納税者である他の市民から理解を得られる範囲内で賠償保険に加入する仕組みづくりを構築します。

それぞれの役割分担

自分自身でできること

- 一人で悩まず相談します。
- 身近な相談窓口の情報を収集します。

地域で共に取り組むこと

- 地域の多くの人々が支援協力者に登録し、地域の見守りネットワークを構築します。
- 隣近所で見守りなどの支援を必要としている世帯があれば、積極的に相談窓口を紹介します。

行政などができること

- SOS見守りネットワークの支援対象者を、障がい（児）者などの家族が地域の見守りを必要としている全ての方に拡大します。【長寿福祉課、社会福祉課、健康づくり課、子ども課、社会福祉協議会】
- 公費による損害賠償保険に加入する制度を確立します。【社会福祉課、長寿福祉課、健康づくり課、子ども課】
- 利用登録者（探される人）と支援協力者（探す人）の人数拡大を図ります【全庁】
- 本制度に対する市民の認知度が低いことから、広く市民へ周知を図ります。【全庁】

第6章

安全に安心して暮らせるまちづくり

3 暮らしの安全対策の推進

2 住宅セーフティネットの確立

現状と課題

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律（以下「住宅セーフティネット法」という。）が2017（H29）年4月に改正され、都道府県と市町村による住宅確保要配慮者への支援が強化されました。

住宅セーフティネット法で住宅確保要配慮者とは、低額所得者（収入分位25%以下）、被災者（発災後3年以内）、高齢者、障がい者、こどもを養育している方、新婚世帯（結婚後5年以内）、児童養護施設退所者、LGBT（※1）、U I Jターン（※2）による県外からの転入者、犯罪被害者、生活困窮者などと規定されています。

本制度は、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録、同住宅の改修費への補助や融資および家賃などへの補助により、住宅確保要配慮者への支援を行うものであり、国・都道府県・市町村がそれぞれに役割分担をしながら支援することが大きな柱となっています。

現在は制度の大枠が示されているだけのため、支援方法や支援期間など詳細について制度内容や申請窓口となる担当課（相談窓口）を検討し、住宅セーフティネットの確立を目指します。

目指すべき姿

- 誰もが地域で安心して暮らせる住宅を確保することができています。

課題解決のための取組

- 本市においても、住まいの確保が高齢者世帯、子育て世帯、生活困窮者、障がい者の地域移行への支援などにおいて最優先課題であることから、住宅セーフティネットの構築にむけて事業を進めていきます。

それぞれの役割分担

自分自身でできること

- 一人で悩まず相談します。
- 身近な相談窓口の情報を収集します。

地域で共に取り組むこと

- 登録制度を積極的に活用します。
- 隣近所に支援を必要としている世帯があれば、積極的に相談窓口を紹介します。

行政などができること

- 登録制度の周知を図ります。【全庁】
- 支援対象者、支援内容、支援期間など制度の細部を検討し、事業を展開します。【社会福祉

課・建築住宅課】

○住宅確保要配慮者からの申請受付となる相談窓口を、包括的相談窓口のなかに位置付けます。【社会福祉課・社会福祉協議会】



※1 LGBT（えるじーびーていー）：Lesbian（女性同性愛者）Gay（男性同性愛者）Bisexual（両性愛者）Transgender（出生時に診断された性と自認する性の不一致）の頭文字をとり、セクシャル・マイノリティー（性的少数者）の一部の人々を指した総称

※2 UJI ターン：大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。U ターンは出身地に戻る形態、J ターンは出身地に近く地方都市に移住する形態、I ターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指します。

第6章

安全に安心して暮らせるまちづくり

3 暮らしの安全対策の推進

3 ユニバーサルデザインの導入の推進と安全性の確保

現状と課題

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるためには、「住んで良かった。住み続けたい。」と安心して生活できる環境整備が重要です。

「ユニバーサルデザイン」とは、高齢者、障がい者、介護をしている方、妊婦や子育てをしている方、子どもや外国人、けがや病気の方、車いすを利用している方など、さまざまな人たちすべてに、使いやすい建築物や都市環境、サービスなどの提供を目指そうという考えです。

現在、本市ではユニバーサルデザインの考えを取り入れ、さらなる市民サービスの向上を図ることを目的に、「ユニバーサルデザイン導入行動計画」に基づき、施設の新築や改修時において、ユニバーサルデザインの導入を進めています。例えば道路舗装工事では、歩きにくく凍結し易い現状の舗装から、滑りにくく騒音が抑制される透水性舗装へ打ち替えることで、雨水が地下へ還元され、環境及び住民にやさしい舗装にする工事を行っています。

このように、施設整備などにユニバーサルデザインの考えを取り入れ、すべての人が快適に利用できる施設を目指しているところですが、いまだ、すべての施設において車いすやベビーカーを利用している方などが、安全に安心して利用できる環境になっているとはいええない状況です。

また、ハード的な設備が整っていても、それを使う方に思いやりがなければ生きてきません。一方で、整備が整っていなくても、わたしたちの思いやりで解決できることもたくさんあります。このような、一人ひとりがさまざまな方に対する思いやりの気持ちを持つ「心のユニバーサルデザイン」を広めることも大切です。

目指すべき姿

- すべての人が快適に暮らせています。
- すべての人が安心して外に出かけることができます。
- 慣れ親しんだ地域でいつまでも安心して楽しく暮らし続けることができます。

課題解決のための取組

●すべての人が利用しやすくなることを目指しますが、たとえば全盲の方と弱視の方では、対策が異なり現実的には難しいところですが、「今までよりも多くの人々が利用できる」環境を目指し、市民の皆さんの声を聞きながら施設整備を進めます。

それぞれの役割分担

自分自身でできること

○安全な通行の妨げとなるものについて情報を提供します。(レポナウすかがわ(※1)の活用)

○違法又は迷惑となる駐車や駐輪をしません。

○困っている人がいたら手伝ってあげるなど、思いやりの気持ちを持ちます。

地域で共に取り組むこと

○地域の不便な箇所などについて把握し、地域で話し合います。

○地域全体で心のバリアフリーを心がけます。

○地域全体で心のバリアフリーを心がけます。

○地域で改善が必要な箇所など、関係機関に連絡します。

行政などができること

○公共施設などや道路において、点字ブロックや段差解消などの整備をします。【全庁】

○市庁舎や各サービスセンターなどの窓口を、誰もが使いやすいように整備します。【全庁】

○ユニバーサルデザインの意識啓発を進めます。【社会福祉課】

○市庁舎や各サービスセンターなどの窓口を、誰もが使いやすいように整備します。【全庁】

※1 レポナウすかがわ：専用のアプリケーションを使い、道路や公園遊具の損傷など、地域の問題を市民の皆さんがスマートフォンなどで現場の写真を撮影・投稿し、市に情報を寄せていただくシステムです。市では、受け取った投稿を基に、修繕などの対応を行い、その対応状況をウェブサイトで公開しています。

第6章

安全に安心して暮らせるまちづくり

4 公共交通網の充実

1 移動支援の充実

現状と課題

現在、本市では、障がい者を対象とした移動支援事業やタクシー券・ガソリン券の交付、人工透析患者を対象にした通院交通費の補助制度などの福祉施策により、市民の皆さんに直接的にサービスを提供する公的サービスと、交通弱者を対象とした乗合タクシーや市内循環バスの運行委託事業、生活路線バスの運行事業者に対する運行費補助などによる間接的サービスを提供しています。

少子化による人口減少に伴い、公共交通利用者は年々減少している反面、高齢化社会の進行により、今後は交通弱者が増加する見込みであり、公共交通の利便性の向上とともに持続可能な体制の構築に対する期待が高まっています。

●市と市社会福祉協議会が実施している移動支援事業

事業名	事業内容	対象者
乗合タクシー運行事業	浜田・大東、小塩江、稲田、各ニュータウン（向陽町・季の郷、長沼、岩瀬）エリアと中央まちなかを結ぶ移動手段として、買い物や通院、公共施設に出かけたいときに、事前予約により乗合タクシーを利用することが出来ます。利用料金は1回1人500円（未就学児は保護者同伴により無料） 【生活課】	交通弱者
生活バス路線維持対策補助事業	バスなどの公共交通は、地域住民の通勤・通学や通院、買い物など日常生活に必要な移動手段であり、運転免許を持たない方の重要な移動手段でもあることから、バス路線運行事業者に対して運行補助を行い、路線の維持確保に努めています。 【生活課】	交通弱者
循環バス運行事業	幅広い市民の生活交通の手段とするため、中心市街地の公共施設や医療機関、商業施設などを循環するバスネットワークの構築と通勤・通学の移動手段の確保を目的に、市内循環バスを運行しています。1回乗車100円（小学生50円）身体・療育・精神の各障害者手帳保持者は、手帳提示で半額となります。 【生活課】	交通弱者

移動支援事業	屋外での単独の移動が困難で、一人では公共交通機関を利用できず、家族などの送迎も困難なやむを得ない事由のある方に、社会生活などに必要な外出を支援します。対象者は、身体・知的・精神・発達障がい（児）者、特定医療費受給者。利用者負担は、費用の1割ですが、所得に応じて0～37,200円（上限額）となります。 【社会福祉課】	障がい（児）者
タクシー券・ガソリン券支給事業	身体障害者手帳又は療育手帳所持者に年度ごとにタクシー券又はガソリン券を交付しています。年額14,400円 【社会福祉課】	障がい（児）者
人工透析患者通院交通費助成事業	人工透析を受けるために医療機関へ通院する腎臓機能障がい者を対象に、通院に要する交通費の一部を助成します。助成対象となる通院交通費は、現に通院に要した費用（月額30,000円が上限）から5,000円を差し引いた額となります。 【社会福祉課】	人工透析患者
まごころ福祉サービス	市民の参加と協力（会員制有償ボランティア）により、通院などの移動介助サービスを受けることができます。30分あたりのサービス料金400円 【社会福祉協議会】	交通弱者

目指すべき姿

●交通弱者や移動への支援が必要な方に必要な量の公的サービスが公平に行き渡り、地域での生活を安定的に継続できています。

課題解決のための取組

●各制度によりさまざまな支援がありますが、それぞれの制度での効率的な運用はもとより、須賀川市全体として全ての支援を必要としている市民にサービスが行き渡るよう、制度の垣根を越えた取り組みを進めていきます。

それぞれの役割分担

自分自身でできること

- 一人で悩まず相談します。
- 公共交通機関の利用方法などについて理解を深め、利用を心がけます。

地域で共に取り組むこと

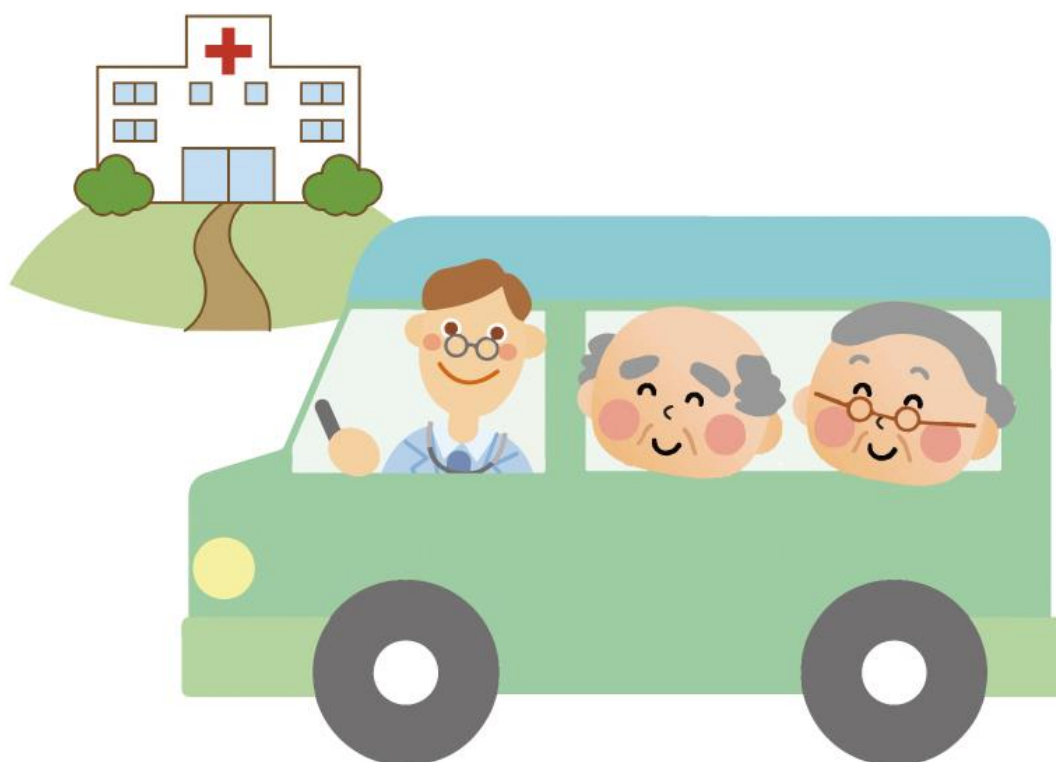
- 公共交通機関や総合交通体系の重要性を認識し、理解を深めます。

行政等ができること

- 事業者を含む関係機関と連携し、公共交通機関の利便性の向上を図ります。【生活課】
- 持続可能な公共交通体系への再編による交

通不便地域の解消に努めます。【生活課】

○交通弱者や移動への支援が必要な人に、必要な量の公的サービスが公平に行き渡るよう、制度の垣根を越えた取り組みを進めていきます。【生活課・社会福祉課・社会福祉協議会】



第7章 地域福祉推進のための仕組みづくり

- 1 日常生活圏域の概要
- 2 地域資源の有効活用
- 3 地域福祉を推進するための仕組みづくり
- 4 個別計画と地域福祉計画の調和と総合的な福祉の推進
- 5 計画の進行管理と評価



こどもたちの未来のために・・・

第7章 地域福祉推進のための仕組みづくり (須賀川版仕組みづくり)

1 日常生活圏域の概要

日常生活圏域の概要は図表1によると、西部地域が突出して高齢化率が低く、それ以外は概ね同じように高齢化率は高い状況にあります。

日常生活圏域の設定については、高齢者福祉計画・介護保険事業計画において、地域におけるサービスの必要量を勘案するため、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件などを総合的に判断し、地区単位(9地区)を基本としながら市内を4つの日常生活圏域(中央地域、西部地域、東部地域、長沼・岩瀬地域)に設定しています。本計画においても、これらの考え方を踏襲し、地域の安全・安心とサービス提供の基本単位として日常生活圏域を位置づけ、計画を推進していきます。

現在、市内には116の町内会・行政区があり、圏域別では、中央地域に39、西部地域に24、東部地域に17、長沼・岩瀬地域に36となっています。

町内会長と行政区長の皆さんには、行政と地域住民のパイプ役となっていただき、地域住民からの意見や要望を市に伝えていただく等の役割も担っていただいています。

民生・児童委員は中央地域に40人、西部地域に41人(欠員含む)、東部地域に24人、長沼・岩瀬地域に33人が、主任児童委員は中央地域に4人、西部地域に6人、東部地域に4人、長沼・岩瀬地域に4人がそれぞれ配置され、地域の福祉課題に対応しています。

民生・児童委員としての活動は、地域の課題把握や専門機関へのつなぎなど広範囲で専門的な内容となることから、事務局となっている市社会福祉協議会が、専門的知識の習得や新たな課題への対応等について、年1回の全体研修会と毎月開催する各方部会ごとの研修等を充実させ、各民生・児童委員のスキルアップを図っているところです。

また、これら共助による地域福祉の推進に加え、高齢者を対象に各地域包括支援センターに配置した地域支え合い推進員による地域資源のコーディネート機能を充実させるとともに、このコーディネート機能を全世代型に対象を拡大する取り組み等公助による地域福祉を推進しながら、須賀川版地域福祉の推進体制を確立していきます。

図表1 4つの日常生活圏域の概況 平成29年10月1日

圏域	面積 (k m ²)	人口(人)	年少人口 (0~14歳)	生産年齢人口 (15~64歳)	高齢人口 (65歳以上)	高齢化率 (%)	世帯数 (世帯)
中央	20.61	25,606	3,125	15,201	7,280	28.43	10,636
西部	58.52	31,183	4,648	19,776	6,759	21.68	11,529
東部	75.79	9,821	1,233	5,761	2,827	28.79	3,336
長沼・岩瀬	124.51	10,616	1,096	6,065	3,455	32.55	3,335
合計	279.43	77,226	10,102	46,803	20,321	26.31	28,836

2 地域資源の有効活用

日常生活圏域ごとの高齢者・障がい者・子育て関連・医療関連・生涯学習関連・その他の公共施設関連施設の設置状況は以下のとおりです。

学校等行政サービスの基礎的な施設については各地域均等に設置されていますが、高齢者関連施設をはじめそれ以外の施設については中央地域及び西部地域に多数配置されており、移動手段の確保がますます重要になっています。

図表2 高齢者関連施設

高齢者関連施設	総数	中央	西部	東部	長沼・岩瀬
地域包括支援センター	4	1	1	1	1
老人福祉センター	3	1	0	0	2
老人憩いの家	1	1	0	0	0
ゲートボール場(公共のみ)	1	0	0	0	1
パークゴルフ場(公共のみ)	1	0	0	0	1
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	6	1	2	1	2
介護老人保健施設	3	1	2	0	0
短期入所生活介護事業所	6	1	2	1	2
訪問看護ステーション	6	3	3	0	0
居宅介護支援事業所	29	13	12	1	3
小規模多機能型居宅介護	2	0	0	1	1

認知症対応型デイサービス	2	2	0	0	0
訪問介護事業所	21	8	9	2	2
訪問入浴介護事業所	3	2	1	0	0
訪問リハビリテーション	1	1	0	0	0
通所介護事業所	13	4	4	2	3
通所リハビリテーション事業所	6	2	4	0	0
短期入所療養介護事業所	3	1	2	0	0
合計	111	42	42	9	18

図表3 障がい者関連施設

障がい者関連施設	総数	中央	西部	東部	長沼・岩瀬
相談支援事業所	5	1	2	2	0
居宅介護事業所	11	6	2	2	1
重度訪問介護事業所	11	6	2	2	1
同行援護事業所	6	4	1	1	0
行動援護事業所	0	0	0	0	0
療養介護事業所	1	1	0	0	0
短期入所事業所	3	2	0	1	0
施設入所事業所	1	0	0	1	0
共同生活援助事業所	7	3	3	1	0
生活介護事業所	5	2	1	1	1
就労移行支援事業所	2	1	0	1	0
就労継続支援 A 型事業所	2	1	1	0	0
就労継続支援 B 型事業所	8	5	1	1	1
児童発達支援事業所	4	2	2	0	0
放課後等デイサービス事業所	5	2	3	0	0
合計	71	36	18	13	4

図表4 子育て関連施設

子育て関連施設	総数	中央	西部	東部	長沼・岩瀬
保育所（市立）	7	5	0	0	2
保育所（私立）	9	5	4	0	0
幼稚園	5	1	2	1	1
こども園	10	3	4	1	2
子育て支援センター	8	3	2	1	2
児童クラブ	18	4	7	3	4
放課後こども教室	7	1	1	1	4
小学校	17	4	5	4	4
中学校	10	3	3	2	2
高等学校	4	1	2	0	1
母子生活支援施設	1	1	0	0	0
合計	96	31	30	13	22

図表5 保健医療関連施設

保健医療関連施設	総数	中央	西部	東部	長沼・岩瀬
保健センター	3	1	0	0	2
病院	49	26	18	1	4
一般診療所	1	0	1	0	0
歯科診療所	31	18	8	1	4
保健所	1	1	0	0	0
公衆浴場	6	3	0	0	3
合計	91	49	27	2	13

図表6 生涯学習・スポーツ関連施設

生涯学習・スポーツ関連施設	総数	中央	西部	東部	長沼・岩瀬
公民館	9	2	3	2	2
図書館	3	1	0	0	2
文化センター	1	0	1	0	0
博物館	1	1	0	0	0
博物館類似施設	4	1	1	1	1
総合体育館	6	4	0	0	2
地域体育館	6	1	3	2	0
運動場	3	2	0	0	1
野球場	3	1	0	0	2
水泳場	2	1	0	0	1
庭球場	2	1	0	0	1
武道館	1	1	0	0	0
合計	41	16	8	5	12

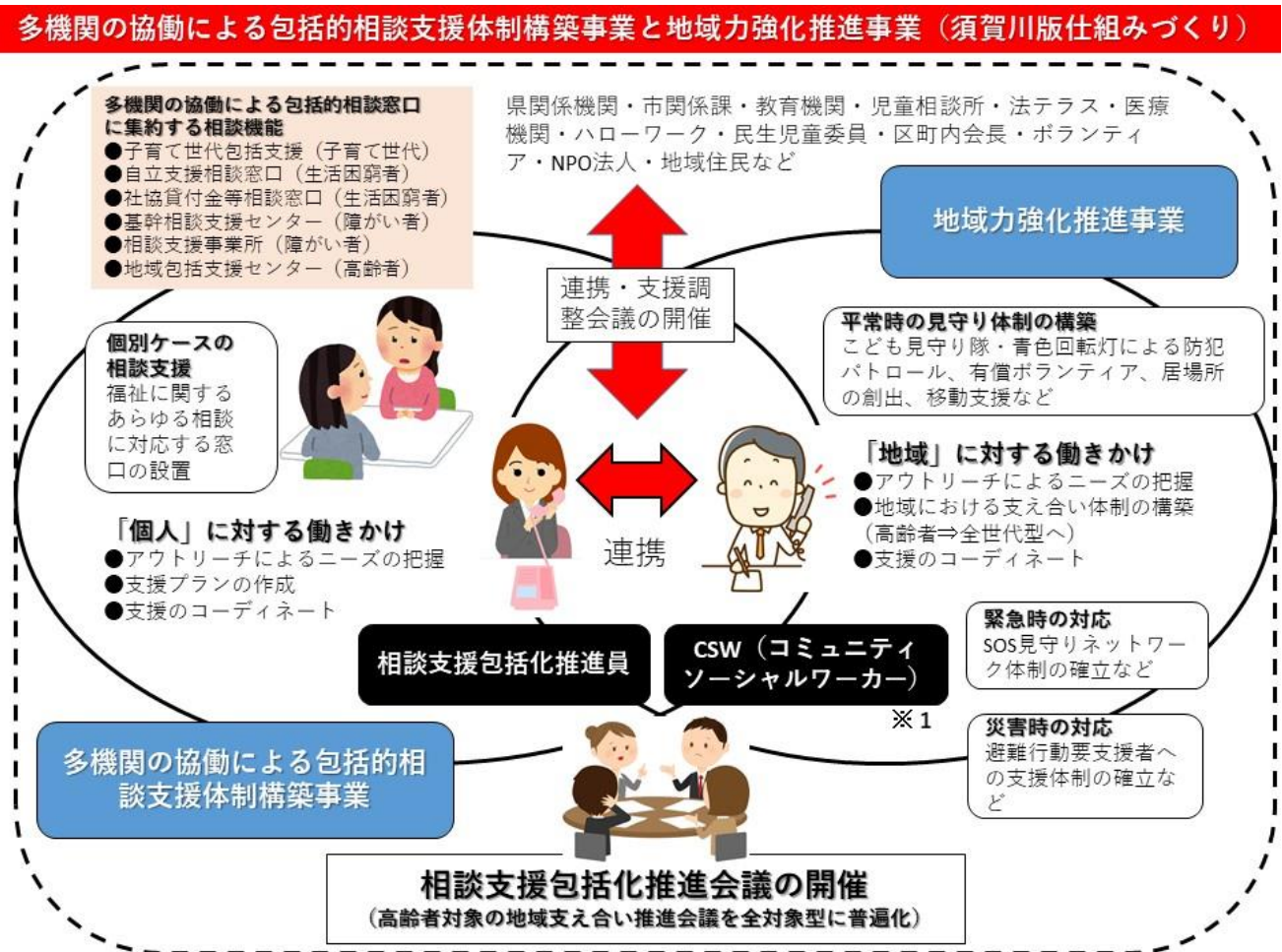
図表7 その他公共関連施設

公共施設等	総数	中央	西部	東部	長沼・岩瀬
市役所・サービスセンター等	8	1	2	2	3
商工・観光施設	8	4	2	0	2
近隣公園・地区公園	47	22	22	2	1
総合公園・運動公園	3	2	0	1	0
警察署・交番	9	2	3	2	2
消防署・分署	2	1	0	0	1
合計	77	32	29	7	9

3 地域福祉を推進するための仕組みづくり

地域における町内会・区、民生・児童委員、各種団体、社会福祉事業者等との連携や多様な福祉ニーズに対応できる体制づくりを進めながら、地域包括ケアシステムの構築とその機能を地域のあらゆる年代に広め、全世代全対象型の地域包括ケアシステムを構築していきます。

具体的には、本計画で2本柱となっている「多機関の協働による包括的相談支援体制構築事業」と「地域力強化推進事業」とを連携させながら、須賀川版地域福祉推進のための仕組みづくりを進めていきます。



※1 CSW（コミュニティソーシャルワーカー）：コミュニティソーシャルワークとは、イギリスにおいて提案されたコミュニティに焦点をあてた社会福祉活動・業務の進め方で、地域において、支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度との関係を調整したりすることをめざすもの。コミュニティソーシャルワーカーとは、このコミュニティソーシャルワークを行う者のことです。

4 個別計画と地域福祉計画の調和と総合的な福祉の推進

須賀川市第8次総合計画「須賀川市まちづくりビジョン2018」、健康福祉部門の各個別計画、他部門の各計画との整合性を図りながら、積極的に地域福祉を推進していきます。

5 計画の進行管理と評価

計画の進行管理は、実効性を確保するため施策体系ごとにできるだけ数値化に努め、事業評価をPDCAサイクルで毎年実施します。

評価にあたっては、市が総合計画の進行管理で実施している事務事業評価をそのまま利用し、事務事業評価の対象となっていない取り組みについては、事業担当課が進捗状況の確認と簡易な事業評価をすることとし、取りまとめのうえ市ホームページに掲載し公表していきます。